

令和6年度 文京区 私立幼稚園施設等利用費の支給 及び園児保護者負担軽減補助金等のお知らせ

文京区では、私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の園児の保護者に対して、「施設等利用費」「保護者負担軽減補助金」「入園時追加補助金」を交付します。まず初めにこの案内の内容をよくお読みいただき、交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）をお通りの幼稚園に提出してください。

在籍の実態及び利用実績等については、区から直接幼稚園に確認いたします。

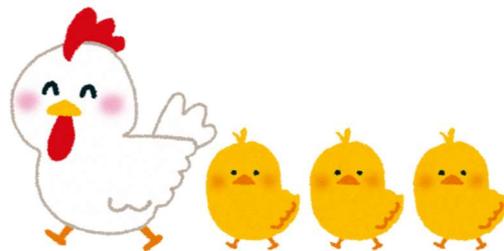
子育てのための施設等利用給付認定が2号、3号又は「満3歳児クラスに在籍する第2子以降の児童に係る預かり保育料の補助申告書」を提出されている方は、今回の申請書を提出することにより「預かり保育部分」まで請求したことになります。

認可外保育施設等の各月の利用実績等については、各自直接区へご提出ください。

なお、在籍園で利用した預かり保育の実績等は、区から直接幼稚園に確認いたします。

〈目次〉

1	交付対象者について	2
2	各種補助制度について	3
3	「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額（限度額）について	4
4	給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について	5
5	申請手続きについて	6
6	申請書記入例	8
7	補助金関係Q & A	9
8	申請先及び提出期限について	11



文京区子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階 TEL:03-5803-1823 (直通)

★このパンフレットは、令和7年5月末まで大切に保管して、ご活用ください★

※なお、当パンフレットの内容は5月現在の内容です。その後、変更が生じる場合もございます。

1 交付対象者について 【はじめにご確認ください。】

無償化の対象となるためには、幼稚園の在籍開始日より前に「子育てのための施設等利用給付認定（以下「認定」という。）」を受ける必要があります。

保護者全員に就労等「保育の必要性（詳細は以下「1-2 預かり保育部分まで対象」参照）」が無い場合は1号認定、「保育の必要性」がある場合は2号又は3号認定となり、認定により無償化の対象範囲が異なります。

なお、認定日は遡ることができず、認定がない期間は無償化に関する補助金の対象外となりますのでご注意ください。

※幼児教育・保育無償化に係る認定手続きについては、右記 QR コードまたは以下 URL から確認ができます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>」



1-1 幼稚園基本部分

⇒園児及び保護者（申請者）が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 満3歳児クラスから5歳児クラスに在園していること（幼稚園が独自に実施している、プレ幼稚園は対象外です。）
 - (2) 園児及び保護者（申請者）が文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していること
 - (3) 園児及び保護者（申請者）が同一世帯であり、かつ生計を一つにしていること
- ※ 保護者の一方が単身赴任等で、園児と別世帯の場合は、現に園児と一緒に暮らしている方が保護者（申請者）となります。
- (4) 保護者（申請者）が幼稚園に入園料・保育料・その他学納金を納入していること
 - (5) 認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業及び子ども・子育て支援新制度移行幼稚園に在園しながら、幼稚園を利用していないこと
 - (6) 文京区から、認定（1号から3号認定のいずれか）を受けていること

1-2 預かり保育部分まで対象

⇒園児及び保護者（申請者）が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 「1-1 幼稚園基本部分」の(1)から(5)までに該当すること
 - (2) 文京区から、「保育の必要性」がある2号又は3号認定を受けていること
- ※ 2号又は3号認定を受けるには、保護者全員が以下の要件のいずれかに該当している必要があります。

「保育の必要性」の事由	
就労（予定含む）（給与所得者・自営業者）	月48時間以上の就労をしている
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動	求職活動を継続的に行っている
疾病 障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している
妊娠・出産	妊娠中又は出産直後（出産日から起算して 57 日目が経過する月の末日まで）である
看護・介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している
育児休業取得時の継続利用	園児のきょうだい（弟・妹）の育児休業を取得しながら、園児が引き続きその施設を利用している
その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧等（※詳細はお問合せください。）

2 各種補助制度について

2-1 保育料に対する補助金

⇒世帯構成や所得状況により、金額が異なります。

- (1) 「施設等利用費」「保護者負担軽減補助金」の二種類があり、合算した金額が振り込まれます。
- (2) 補助金額の詳細は、「3「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額(限度額)について」をご覧ください。
- (3) 補助対象経費は、園則に記載されている入園料・保育料及びその他学納金(全保護者が毎年支払うもの)(以下「保育料等」という。)です。
- (4) 保護者及びその他扶養者の区市町村民税所得割課税額の合計額(税額控除適用前)により、補助金額を決定します。
- (5) 補助金額は、保護者が幼稚園に納入した保育料等の金額を上限とします。補助金額が保育料等の金額を上回った場合は、補助金額を調整(減額)します(詳細は「参考:補助金の調整(減額)について」参照)。また、月途中に入園・退園、転入・転出した場合、日割にて補助金額を決定します(1日付転入の場合は、転入月から起算します。)

2-2 入園時追加補助金

⇒同一園児1度のみ30,000円(上限)

- (1) 令和6年4月から令和7年3月までに新たに幼稚園へ入園した園児の保護者で、入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し、そこから通園している方が対象となります。
- (2) 補助金額は、納入した保育料等の合算額と「2-1 保育料に対する補助金」の補助額を比較し、保育料等が上回っていた場合に、追加で当補助金を支給いたします。
- (3) 過去に同一園児について文京区から本補助金を受けた方は、対象外です。
- (4) 交付の時期は、原則下期となります。

2-3 預かり保育料に対する補助金

⇒認定が2号又は3号の方が対象※1となります。

- (1) 2号認定者:〈日額450円×利用日数〉と〈月額11,300円〉のいずれか少ない額
- (2) 3号認定者:〈日額450円×利用日数〉と〈月額16,300円〉のいずれか少ない額

【例:1か月のうち、20日間預かり保育を利用し、10,000円支払った場合の補助月額 9,000円(日額450円×20日)】

※1 満3歳児クラスに在籍する第2子以降の児童については、両親が「保育の必要性」を有している場合、幼稚園での預かり保育も補助対象となります。別途申請が必要になりますので、区までお問い合わせください。



2-4 園則外徴収の副食費に対する補助金

⇒以下に該当する方は、別途補助制度があります。該当する場合は、区へ直接ご連絡ください。

※「2-1 保育料に対する補助金」に含まれている場合等、補助の対象とはならない場合があります。

- (1) 対象者:「①階層から③階層(「3「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額(限度額)について」を参照)までの方」又は「第3子以降の方※1」
- (2) 対象経費:副食費(おかず・おやつ代等)※牛乳、おやつのみ提供及びお弁当については、対象外
- (3) 補助月額:上限4,800円

※1 子の算定方法については以下のとおりです。補助金額の算定とは異なりますのでご注意ください。

兄姉が小学校1~3年生の子ども及び幼稚園等(※2)に通園、入所又は利用している場合に限り、二人目を第2子、三人目を第3子として算定します。小学校4年生以上はきょうだい区分から除かれます。

例:小学校5年の長男(対象外)、小学校3年生の次男(第1子)、幼稚園年長の長女(第2子)

※2 幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所(東京都認証保育所を含む。)、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育事業、地域型保育事業

3 「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額（限度額）について

階層 区分	区市町村民税所得割課税額※1 (世帯の合計税額、税額控除適用前)	補助金額（月額）			
		子区分※2	施設等利用費	保護者負担軽減 ※3	補助合計額
①	生活保護世帯	第1子	25,700 円	13,700 円	39,400 円
		第2子			
		第3子以降			
②	区市町村民税非課税世帯 又は 区市町村民税所得割非課税世帯 (年収約 270 万円以下)	第1子	25,700 円	10,700 円	36,400 円
		第2子		13,700 円	39,400 円
		第3子以降			
③	区市町村民税所得割課税額が 1 円～77,100 円の世帯 (年収約 360 万円以下)	第1子	25,700 円	1,900 円	27,600 円
		第2子		8,600 円	34,300 円
		第3子以降		13,700 円	39,400 円
④	区市町村民税所得割課税額が 77,101 円～211,200 円の世帯 (年収約 680 万円以下)	第1子	25,700 円	1,800 円	27,500 円
		第2子		2,900 円	28,600 円
		第3子以降		13,100 円	38,800 円
⑤	区市町村民税所得割課税額が 211,201 円～256,300 円の世帯 (年収約 730 万円以下)	第1子	25,700 円	1,800 円	27,500 円
		第2子		12,500 円	38,200 円
		第3子以降			
⑥	区市町村民税所得割課税額が 256,301 円～372,100 円の世帯 (年収約 1,000 万円以下)	第1子	25,700 円	1,800 円	27,500 円
		第2子		7,800 円	33,500 円
		第3子以降			
⑦	区市町村民税所得割課税額が 372,101 円以上の世帯 (所得制限なし)	第1子	25,700 円	1,800 円	27,500 円
		第2子			
		第3子以降			

※1 保護者負担軽減における補助金月額の算定は、以下のとおりです。

4月から8月まで…前年度(令和5年度)の区市町村民税所得割課税額

9月から翌年3月まで…当該年度(令和6年度)の区市町村民税所得割課税額

指定都市で課税されている方は、旧税率(6%)にて算出した市民税所得割課税額を用いて決定します。

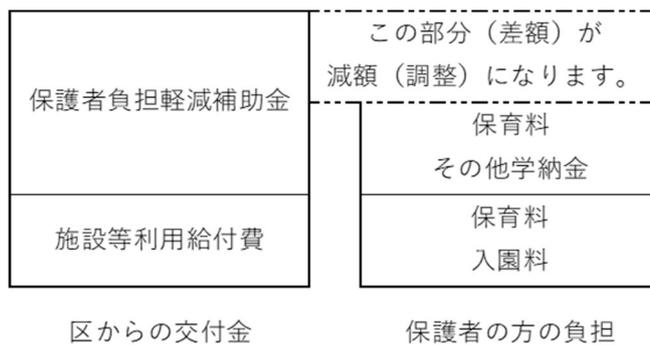
※2 年齢にかかわらず、保護者と生計を一つにする子のうち一人目を第1子、二人目を第2子、三人目以降を第3子以降として算定します。

例:小学校5年の長男(第1子)、小学校3年の次男(第2子)、幼稚園年長の長女(第3子)

※3 ひとり親世帯等の特例が適用される場合、〈②階層は①階層〉として、〈③階層は②階層〉として算定します。

参考:補助金の調整(減額)について

保護者の方の月額交付額を計算した結果、限度額の総額が、幼稚園に納める保育料等の額を上回っている場合は、以下の図のような形で調整(減額)をします。



【参考図(月額)】

※ 施設等利用費は「保育料」及び「入園料」、保護者負担軽減補助金は「保育料」及び「その他学納金」が対象経費です。ただし、以下の階層区分に該当する方は、その他学納金は交付の対象とはなりません。

- (1) 第3・4・5・6階層の第1子及び第2子 ※第3階層の第1子及び第2子並びに第4階層の第2子は一部対象
- (2) 第7階層

4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について

文京区では償還払いを採用しています。保育料等は幼稚園にお支払いください。その後文京区より、下記日程で申請書に記載いただきました口座へ補助金を振り込みます。

支給回	対象期間	申請書提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
第1回(上期)	令和6年4月～令和6年9月	9月6日(提出分)	11月中旬	11月中旬
第2回(下期)	令和6年10月～令和7年3月	3月7日(最終締切)	5月中旬	5月中旬



5 申請手続きについて

5-1 保育料に対する補助金

(1) 全園児

園よりお配りする申請書を幼稚園に提出してください。なお、年度ごとに補助金請求書の提出が必要です。

(2) 該当者のみ

以下に該当する方は、申請書提出時に必要書類を添付してください。

対象者	必要書類等（注4）
ア 令和5年1月2日以降に文京区に転入された方	保護者全員(注1)の令和5、6年度住民税額が確認できる書類の写し※ ※令和6年1月1日時点で文京区に住民票がある場合は、令和5年度分のみ i 区市町村民税納税通知書の写し(見本α参照)
イ 単身赴任等で文京区以外に住民税を納めている保護者がいる方	ii 区市町村民税特別徴収税額の決定通知書の写し(見本β参照) iii 課税(非課税)証明書の写し(該当年1月1日時点で住民登録のあった区市町村で発行が可能です。)
ウ 父母の住民税額がいずれも非課税または所得割非課税に該当する方(注2)	・同居している親族(祖父母等)がおり、生計を一にしている場合は、同居親族で最も所得が高い方を申請書の「3 世帯の状況」に記載してください。 ・別居しているが、園児を健康保険等の扶養に入れている等、園児を扶養している親族がいる場合は、同じく申請書の「3 世帯の状況」に該当親族の名前を記載してください。なお、その親族が文京区外に居住している場合は、住民税額が分かる書類が必要です。
エ 令和4年1月～令和5年12月までの期間に海外で収入がある保護者がいる方	i 令和4年1月～令和4年12月までの国内外合わせた総収入を確認できる書類 ii 令和5年1月～令和5年12月までの国内外合わせた総収入を確認できる書類 (注3) <u>※外国語表記の場合は、日本語訳を添えてください。</u>
オ 兄又は姉が以下の園、施設を利用している方 【特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援】	都道府県又は区市町村において交付される受給証のコピー

(注1) 保護者全員とは、園児と生計を一にしている父母のことです。単身赴任、就学等により園児と同一の住所に住民登録していなくても、生計を一にしている場合は扶養者とみなします。

(注2) 父母ともに住民税が非課税の場合で、生計を一にしている同居親族や実際に園児を扶養している親族がいる場合は、その中で最も所得が高い方を「家計の主宰者」として、父母の税額に合算します。

(注3) 勤務先が発行する給与証明書、海外での税申告書等(区の様式(給与所得等証明書)でご提出いただくことも可能です。右記 QR コード及び以下 URL からご確認ください。)

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001707.html>」



(注4)ア、イ又はエに該当する方が必要書類を提出しなかった場合は、⑦階層として補助金額を算定します。

6 申請書記入例

【幼稚園へ提出】

記入例

令和6年度文京区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金等交付

この1枚で「2号認定」、「3号認定」を受けている方又は「満3歳児クラスに在籍する第2子以降の児童に係る預かり保育料の補助申告書」を提出されている方は、預かり保育部分まで申請出来ます。

文京区長 殿

子ども・子育て支援法第30条の11第1項に規定する幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱並びに文京区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱に基づき補助金について、以下のとおり申請し、次の事項に同意します。

1 申請者と対象児童が、文京区内に同一住所に在籍していること。申請者と対象児童が、文京区内に同一住所に在籍していない場合は二重線で訂正（修正液の使用はできません）が確認すること。

「1 請求者」と「3 口座振込先」は同一にする必要があります。

申請書記入日を記入

申請日 令和6年6月30日

1 申請者（「4 口座振込先」と同一にする必要があります。）

フリガナ	ブンキョウ タロウ	〒	112 - 8555
保護者氏名 (園児と同居している保護者)	文京 太郎 太郎	現住所	文京区 春日1-16-21-1201
生年月日	昭和 平成 63	電話番号	03-5908-1823

文京区から郵送している「施設等利用給付認定通知書」を確認し、連絡の取れる電話番号を記入してください。※認定がない期間は補助対象外になります。

2 対象児童(対象児童1人につき1枚の申請書が必要です。)*認定種別は、今年度当初時点で記入ください。

認定種別	<input type="checkbox"/> 1号認定 <input checked="" type="checkbox"/> 2号認定 <input type="checkbox"/> 3号認定	生年月日	平成 令和 30 年 12 月 1 日
フリガナ	ブンキョウ ジロウ	クラス	満3歳・3歳(年少)・4歳(年中)・5歳(年長)
通園中の幼稚園のみ記入	文京 太郎	幼稚園名	シビック 幼稚園
幼稚園名	シビック	入園年月	令和 4 年 4 月

認可外保育施設等の領収書等の提出手続きの方法は、保護者案内「6-2預かり保育料に対する補助金」の項目を確認ください。

3 世帯の状況

- ◆申請者と対象児童を除き、生計を一にする方全員を記入
- ◆小学校3年生以下の方は、学校名・園名、学齢を記入
- ◆書ききれない場合は、裏面の余白又は別紙に記入

別居・単身赴任している場合は、○を記入

氏名	生年月日	申請者から見た続柄	別居	園名・学校名
文京 花子	昭和61年6月10日	妻	○	区・私・国立
文京 太郎	平成26年7月7日	長男	○	区・私・国立 目白台小学校
文京 華代	令和3年5月6日	長女		区・私・国立
文京 きく	昭和30年1月10日	母		請求者名義の口座を記入 ※ゆうちょ銀行の場合、最後の「1」以外の口座番号をご記入ください。

4 口座振込先（振込先として記入できるのは、「1 申請者」の方のみです。）

金融機関名	ゆうちょ 銀行	信用金庫	0七七	支店	出張所	預金種目	普通
金融機関コード	9999	支店コード	077	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義(カタカナ)	ブンキョウ タロウ

金融機関・支店コードまで必ず記入

申請者名義の口座を記入

【重要】ご提出の前に裏面のチェックリストをご確認ください。

【文京区処理欄】	システムNo. 【こ】 システムNo. 【ひ】	【申請受付欄】
認定開始日 【R 年 月 日】	認定変更日 【R 年 月 日】 号、【R 年 月 日】号	
対象月 4・5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3		

7 補助金関係Q & A

7-1 幼稚園基本部分

Q1 退園した(引っ越した)のですが、何か手続は必要ですか？

A1 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出ください。なお、内容により他の書類をお願いする場合もございます。様式は窓口、区ホームページ(以下「区 HP」という。)にあります。

① 幼稚園を退園・転園 ② 文京区内で転居 ③ 文京区外へ転出(申請者のみがする場合を含む。) ④ 婚姻・離婚等により氏名や世帯の状況が変わる ⑤ 交付決定前に区市町村民税額が変更された 等

Q2 振込口座や口座名義人を変えたいのですが、どうすれば良いですか？

A2 口座振替依頼書(区指定様式)を提出してください(支給回毎の変更になります。)。様式は窓口、区 HP にあります。

Q3 文京区に住んでいますが、北区の私立幼稚園に入園しました。文京区に補助金の申請はできますか？

A3 文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していれば、区外の私立幼稚園でも申請できます。文京区のご自宅から園児が毎日通園できないと思われる程度(片道約1時間30分程度)、遠方の幼稚園に在園している場合は、施設等利用費のみ申請できます。

Q4 園児は母親と文京区に住み、父親は千葉市に住んでいます。どちらの自治体に申請すればいいですか？

A4 文京区(園児の住所地)に申請してください。園児と同居の保護者名にて申請していただくことになります。

Q5 幼稚園は変わらず、7月15日に杉並区から文京区へ転入します。補助金の申請はどうすればいいですか？

A5 当該年度居住していた全ての自治体(この場合は杉並区と文京区)で認定申請と補助金申請が必要です。まずは、転入日から14日以内に文京区で認定の手続きをし、その後、園から渡される補助金の申請書を提出ください。7月分は原則、各自治体から日割りで支給されます(7月14日までが杉並区、15日以降が文京区)。

Q6 認定の手続きをし忘れていましたが、その期間の補助金の対象となりますか？

A6 認定をお持ちでない期間は、補助金の支給対象外です。至急手続きを行うようにしてください。なお、認定開始日を遡ることはできません。

Q7 申請書を第1回の期限までに提出できませんでした。4月から9月までの補助金は受け取れないのですか？

A7 今年度の最終締切日までに申請書(不備の無い状態)を提出いただければ、第2回支給時に4月から3月までの補助金を交付します。なお、認定が無い期間は、補助金をお支払いすることはできません。

Q8 昨年度も申請書を提出しましたが、今年も提出しなければならないのでしょうか？

A8 申請書は毎年度**1枚**提出をお願いしております。

Q9 同一年度内に転園をしました。以前に通園していた園で申請書を提出しましたが、再度提出しなければならないのでしょうか？

A9 1園ごとに提出をお願いしております。お手数ですが、転園後の施設分もご提出ください。

Q10 昨年は、収入がなかったため住民税の申告をしていません。何か影響はありますか？

A10 所得がない方でも、被扶養者となっている場合を除いて、住民税の申告が必要となります。申告手続きをしてください。転入者以外で住民税の確認ができない場合、施設等利用費のみの支給となります。申告方法は、各自治体の税務課等にお問い合わせください。

Q11 住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりませんが、昨年度の補助金申請の際に提出している場合も、再度提出する必要はあるのでしょうか？

A11 昨年度の申請でご提出いただいている場合は、改めてご提出いただく必要はありません。

Q12 今年度の住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりません、幼稚園の〆切までに用意ができません。申請書とは別に、追加で提出しても構いませんか？
A12 申請書と住民税額が確認できる書類の写しを別に提出することは、認めておりません。幼稚園の〆切に間に合わない場合は、園にご相談ください。
Q13 昨年の1月1日は江戸川区に在住していたため、昨年度の住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりません、今年の1月1日には文京区に在住していました。その場合も今年度の住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりませんか？
A13 今年の1月1日に文京区に在住している場合、今年度の住民税額は区で確認できるため、昨年度の住民税額が確認できる書類の写しのみご提出ください。
Q14 住民税額が確認できる書類の写しを提出しない場合は、補助金はもらえないのでしょうか？
A14 住民税額が確認できる書類の写しの提出が無かった場合は、⑦階層として算定を行い、その基準額に基づき交付いたします。 ※ ④階層から⑦階層の第1子は同額です。
Q15 「交付額決定通知書」が届きましたが、毎月園に支払っている金額より低い額で決定されています。どうしてでしょうか？
A15 補助金によって以下の通り対象となる経費が異なるため、対象にならなかった経費があったと考えられます。 ① 施設等利用費:入園料・保育料 ② 保護者負担軽減補助金:保育料・その他学納金 ③ 入園時追加補助金:入園料・保育料・その他学納金 ※詳細は「交付額決定通知書」に同封する説明資料をご確認ください。

7-2 預かり保育料

Q1 幼稚園から預かり保育利用提供証明書(領収書)を渡されましたが、これは提出する必要がありますか？
A1 在園中の幼稚園において利用した預かり保育については、区から直接園に利用実績を確認します。提出の必要はありません。
Q2 認可外保育施設等の利用までが「預かり保育料に対する補助金」の支給対象となる幼稚園に通園しています。認可外保育施設等を利用したのですが、どのように手続きすれば良いですか？
A2 認可外保育施設ごとに、 支払証明書(区様式有) を幼児保育課へ直接ご提出ください。利用した月分全て必要です。申請書提出時に提出できなかった分は、提出期限(「8 申請先及び提出期限について」参照)までにご提出ください。区 HP に様式があります。
Q3 認可外保育施設等の対象はどのように確認できますか？
A3 各施設に直接お問い合わせください。なお、自治体によっては HP 等で掲載されている場合があります。文京区では、「6-2 預かり保育料に対する補助金」の説明内に記載された QR コード又は URL から確認が可能です。
Q4 現在の会社を退職し、大学院に入学します。引続き預かり保育を利用したいのですが、補助金をもらうにはどうすれば良いですか？
A4 「保育の必要性」の要件が変更となる場合は、改めて申請が必要です。「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」、会社を退職した日が分かる書類及び新しい「保育の必要性」を証明する書類(要件が変更となる方)をご提出ください。なお、退職後、入学までに期間が空いている場合は、その期間は預かり保育料に対する補助金を支給することはできません。様式等は区 HP にあります。
Q5 就労要件で卒園まで2号認定を持っています。今後、在職証明書を提出する必要はありますか？
A5 「保育の必要性」を確認するため、最低、年に1度、「保育の必要性」を証明する書類の提出をお願いしています(現況確認)。提出が無い場合や認定の要件を確認できない場合は、認定期間の変更(短縮)することもございますので、ご了承ください

8 申請先及び提出期限について

提出書類	交付回数	(区) 提出期限	提出先
申請書	第1回(上期)	令和6年9月6日	お通りの幼稚園 (園の提出期限までにご提出ください)
	第2回(下期)	令和7年3月7日 (令和6年度の最終提出期限)	
支払証明書 (預かり保育料)	第1回(上期)	令和6年10月11日	文京区幼児保育課
	第2回(下期)	令和7年4月10日 (令和6年度の最終提出期限)	
注意事項	<p>(1) <u>最終提出期限を過ぎますと令和6年度の補助金は、原則交付できませんのでご注意ください!</u></p> <p>(2) 園取りまとめ後の申請書の提出先は、各園の方針により文京区幼児保育課へ直接提出となる場合があります。※申請書の配布は、各園です。</p>		

M E M O
